

# 令和3年度 認定こども園・保育所等 園児募集

令和3年度の認定こども園阿田和保育園、認定こども園志原保育所、その他町外の保育所・幼稚園の利用申し込み等については、以下のとおりです。

令和3年度から認定こども園等の利用を希望される保護者の方は、必ず受付期間内にお申し込みください。

- 幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児クラスの全世帯、および0歳～2歳児クラスの非課税世帯にかかる利用者負担額（保育料）は無料です。ただし、延長保育料は無料にはなりません。
- 3歳～5歳児クラスにかかる副食費についても無料となります。ただし、町外の施設を利用される場合は、いったん施設に副食費をお支払いいただき、後日役場に請求をしていただく必要があります。

## 1. 新規に町内の認定こども園の利用を希望する児童

- ・ 通園区域は設定していませんので、希望する認定こども園へお申し込みください。
- ・ 利用できる年齢は、認定こども園阿田和保育園が1～5歳、認定こども園志原保育所が0～5歳です。ただし、0歳児は、入園月の初日に生後5か月を経過しているお子さんが対象です。
- ・ 申込書等は、各認定こども園のほか、子育て支援室・健康福祉課でも配布します。
- ・ 育児休業期間満了等で年度途中から利用希望の方も、受付期間内にお申し込みください。
- ・ 令和3年4月1日までに転入される予定の方も、転入予定で受け付けします。
- ・ 認定こども園の定員等の状況により、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。

[申込み] 受付期間 11月2日(月曜日)～11月16日(月曜日)

[申込先] 認定こども園阿田和保育園・認定こども園志原保育所

## 2. 新規に町外の施設の利用（広域利用）を希望する児童

- ・ 11月16日までに健康福祉課へお申し込みください。熊野市内の保育所を希望される方は、あらかじめ熊野市福祉事務所・児童福祉係 電話 0597-89-4111 まで、ご連絡をお願いします。
- ・ 施設所在地の市町に住所を有する方の利用が優先されるため、ご希望に添えない（利用できない）場合があります。

※熊野市の私立有馬幼稚園の利用を希望する児童

- ・ 利用にあたっての支給認定1号が必要となります。直接、有馬幼稚園までお申し込みください。
- ・ 両親いずれもが、次ページの「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合、幼稚園で実施される預かり保育の利用料についても無料になります。詳しくは健康福祉課までお問合せください。

## 3. すでに保育所等を利用している児童

- ・ すでに認定こども園等（町外含む）を利用されている児童については、10月頃に来年度の利用に必要な手続き（現況届等）を個別にお知らせしています。
- ・ 転園を希望される場合は、現在利用されている保育所等へお早めにお申し出ください。

### 認定こども園・保育所・幼稚園の利用を希望する保護者の方へ

認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育を必要とする状況について、支給認定を受けていただく必要があります。この認定は、保護者の居住地の市町村が行います。認定の申請は、通常、認定こども園等の利用申込みと同時に受け付けます。

※支給認定や保育の必要量の区分ごとに異なった利用時間・利用者負担額（保育料）が設定されます。

《支給認定の種類等》

| 年齢    | 認定区分 | 対象者                               | 保育を必要とする事由・必要量   | 利用可能施設等         |
|-------|------|-----------------------------------|--|-----------------|
| 満3歳以上 | 1号   | 教育を希望される場合                        | なし   | ・認定こども園<br>・幼稚園 |
|       | 2号   | 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | あり ▷保育標準時間<br>(就労下限1ヶ月120時間以上等)<br>あり ▷保育短時間<br>(就労下限1ヶ月48時間以上等) | ・認定こども園<br>・保育所 |
| 満3歳未満 | 3号   | 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | あり ▷保育標準時間<br>(就労下限1ヶ月120時間以上等)<br>あり ▷保育短時間<br>(就労下限1ヶ月48時間以上等) | ・認定こども園<br>・保育所 |
|       | —    | 上記以外の場合                           | なし   | 一時預かり事業などを利用    |

※「保育を必要とする事由」に該当する方であっても、認定こども園や幼稚園での教育を希望される場合は、1号の認定申請をすることができます。

**認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンター等を利用する保護者の方へ**

認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンターを利用される方で、下記の「保育を必要とする事由」に該当する場合は、保育の必要性の認定を受けることで利用料が無料となる場合があります。認定にかかる申請書は、子育て支援室・健康福祉課で配布しています。詳しくは健康福祉課までお問合せください。

**保育を必要とする事由**

両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている方、ひとり親家庭の場合は児童を監護している母又は父）が、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。集団生活に慣れさせたい等は理由になりません。

《保育を必要とする事由》

- ① 就労…就労を開始する月（育休から復職する月）の前月から  
※保護者の就労の下限：1か月当たり48時間以上です。
- ② 妊娠・出産…産前6週間前の日の属する月から産後8週間後の日の属する月まで
- ③ 保護者が疾病又は障がいを持っていること
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること
- ⑤ 災害復旧に当たっていること
- ⑥ 求職活動（起業準備含む）…認定開始から90日を経過する日の月末まで
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他（上記に類する状態として、町が認める場合（以下のとおり））
  - ▶小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯であって、保護者が最年少の子どもを家庭で育児している場合に兄弟の保育が必要であること
  - ▶その他町が認める場合

【問い合わせ先】 認定こども園阿田和保育園（☎2-2071）  
 認定こども園志原保育所（☎2-0058）  
 健康福祉課子ども家庭室（☎3-0508）